

一般介護予防事業（地域での介護予防・生きがいづくりの場）

対象 65歳以上の高齢者

●地域拠点型

体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座等、地域によって特色があり、様々なメニューを提供しています。地域福祉センター等で週に1回5時間程度開催しています。

申込 あんしんすこやかセンター
※お近くの実施場所をご案内します。

利用者負担 場所により異なります。
※お住まいの地域を担当するあんしんすこやかセンターにお問い合わせください。



●居場所づくり型・自主活動型

地域でのサロン、体操教室等、地域で自主的に運営されている気軽に立ち寄れる通いの場です。

※詳細については、あんしんすこやかセンターにお問い合わせください。

総合事業についての

Q&A



平成29年4月から、要支援の人全員が総合事業を使うことになるの？

総合事業開始前からホームヘルプサービスまたはデイサービスを利用している要支援1・2の方は、平成29年4月1日以降の認定更新時などに、順次、総合事業に移行します。それまでは、従来のサービスをご利用いただきます。



これまでホームヘルプやデイサービスを受けている人は、総合事業が始まったら受けられなくなる？

総合事業になっても、これまでと同様のサービス（介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス）はあります。既にサービスを利用されている場合、身体の状態に応じて、これまでと同様のサービスもご利用いただくことができます。



問い合わせ先

あんしんすこやかセンター ☎
神戸市保健福祉局介護保険課 ☎ 078-322-6929

平成29年
4月から

総合事業が始まります

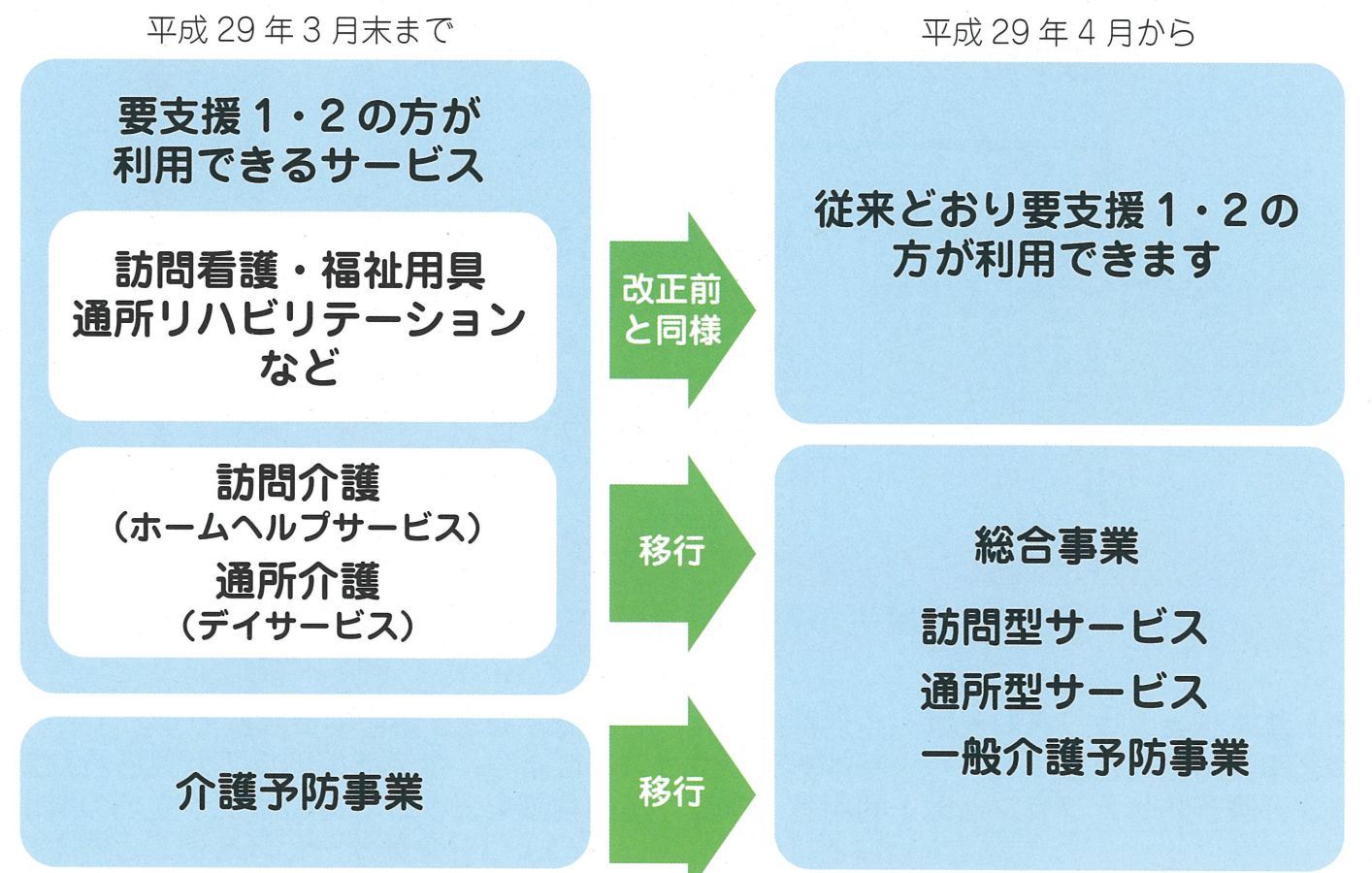
（介護予防・日常生活支援総合事業）



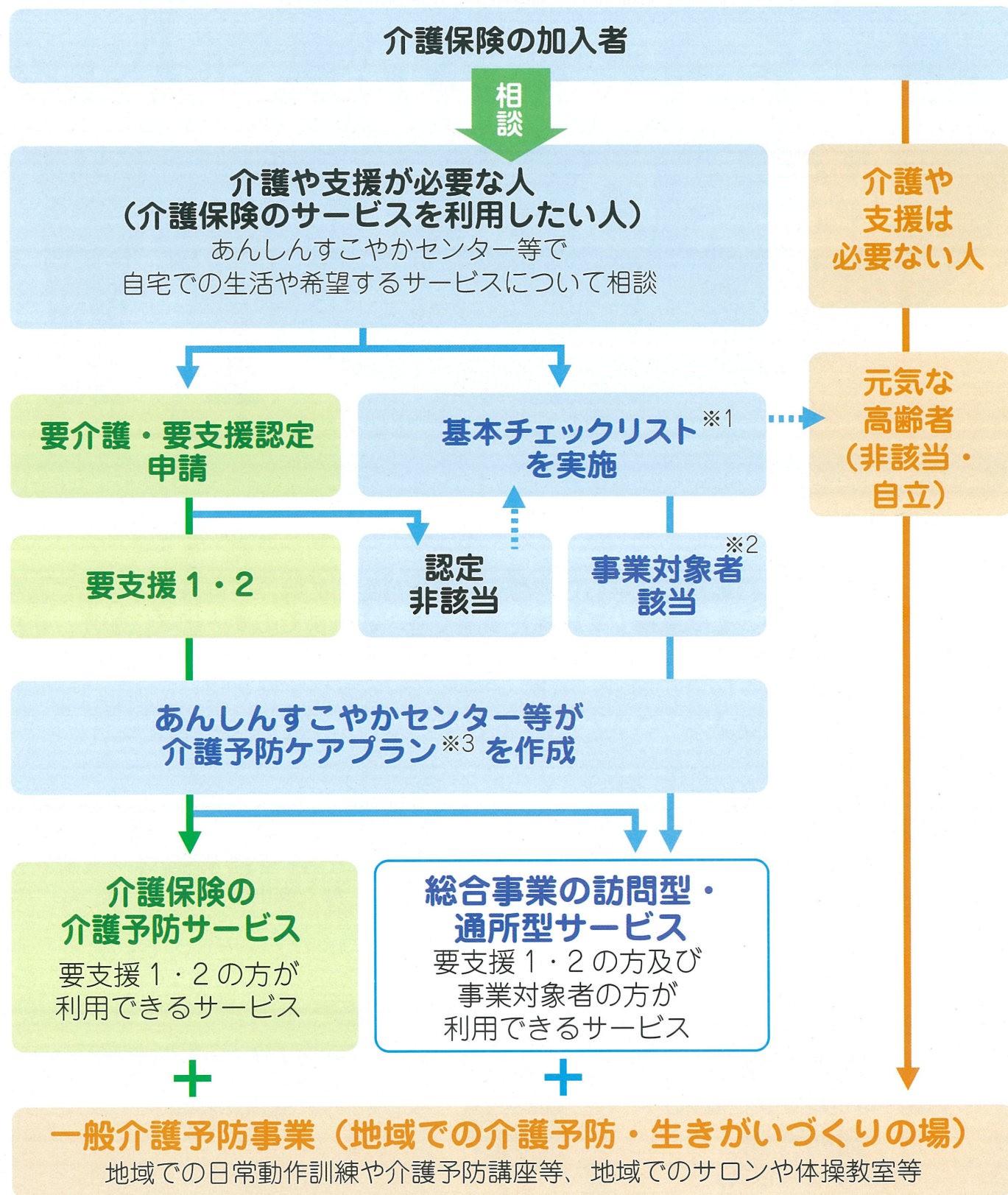
総合事業とは

介護保険法の改正により、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります。

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、ご自身でできることを活かしながら生活することが重要です。総合事業では、これまでのサービスに加え、新たなサービスも開始し、みなさんの介護予防や日常生活の自立を支援していきます。



サービスの利用の流れ（概要）



※1 基本チェックリストとは…生活機能の状態を確認する25項目の質問票です。
 ※2 事業対象者とは…基本チェックリストにより、生活機能の低下が見られた方。
 ※3 介護予防ケアプランとは…利用者、家族からの相談を受け、心身の状況や生活の環境などに配慮して、どのような介護サービスをいつどれだけ利用するか決める計画のことです。

総合事業の訪問型・通所型サービス

対象 「要支援1・2」、事業対象者

訪問型サービス

●介護予防訪問サービス

サービス内容 ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や掃除・買い物などの生活援助を提供するサービス。

利用者負担のめやす

- 週1回程度……1,267円/月
- 週2回程度……2,532円/月
- 週に2回程度超…4,106円/月（要支援2の方のみ）

※利用者負担1割の場合の額を記載



●生活支援訪問サービス

サービス内容 市の定める研修を修了した方等が自宅を訪問し、掃除・買い物などの生活援助を提供するサービス

利用者負担のめやす

- 週1回程度……1,013円/月
- 週2回程度……2,025円/月
- 週に2回程度超…3,212円/月（要支援2の方のみ）

※利用者負担1割の場合の額を記載

●住民主体訪問サービス

サービス内容 NPO法人や住民団体のボランティアにより、掃除・買い物などの生活援助に加えて、草むしり、電球の交換等を提供するサービス

※サービス内容や利用者負担などは、提供する団体によって異なります。
 詳細は、神戸市ホームページをご覧ください。かあんしんすこやかセンターにお問い合わせください。

通所型サービス

●介護予防通所サービス

サービス内容 デイサービスセンターなどに通い、生活機能を向上させるため、食事・入浴・送迎等の日常生活上の支援などを提供します。

利用者負担のめやす

- 事業対象者・要支援1の方…1,736円/月
- 要支援2の方…3,560円/月

※利用者負担1割の場合の額を記載

●短期集中通所サービス（集団型・個別型）

平成29年7月開始予定

サービス内容 専門職による短期集中のコースにより、運動機能の低下防止などのプログラムを提供します。

※詳細については、あんしんすこやかセンターにお問い合わせください。

時間 全12回
 （1回1時間～1時間半程度、約3か月）